「地域活動支援センターⅠ型運営補助事業プロポーザル」質問および回答

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 質問事項 | 回答 |
| １ | 【様式１】の＜添付書類＞内「3.　定款、規約その他（個人情報保護）これらに類する書類」とありますが、「規約」とはどういった物を具体的に指していますか。 | 規約については、事業者が定款以外にも作成しているものがあれば、提出をしてください。 |
| ２ | 【様式１】の＜添付書類＞内「5.　納税証明書の写し」とありますが、こちらは法人都民税、事業税、国税の法人税のどちらを指していますか。それとも３種全てでしょうか。 | 納税証明書の提出につきましては、質問事項に記載されている、国税の法人税のことを指します。 |
| ３ | 【様式１】の＜添付書類＞内「6.　労働保険及び社会保険の加入を確認できる書類」とありますが、どういった物を具体的に指していますか。 | 事業者控えや保険料納入通知書、保健適用事業所関係事項確認書等、保険加入がわかる書類の提出をしてください。 |
| ４ | 「事業運営計画書」など入力する際のフォントは、種類・大きさに定めはありますか。そのまま入力すると「MS 明朝」「12」となっていますが、こちらの設定は崩してもいいのでしょうか。 | フォントの決まりはありません。 |
| ５ | 今回の募集に合わせて、非営利法人の法人格を取得する場合、応募時点では活動実績がないため必須書類である「決算書類」「納税証明書の写し」「労働保険及び社会保険の加入を確認できる書類」「事業実績に関する資料」について、現状の営利法人の物を代用として提出する形で良いか。 | 参考資料として提出してください。 |
| ６ | 補助要網によれば、補助対象者は非営利法人とされているため、実施主体は非営利法人に限られると理解してよいか。非営利法人は、「特定非営利活動促進法」に基づく「非営利特定法人（NPO法人）」または「一般財団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づく「一般社団法人」でよいか。 | お見込みのとおりです。 |
| ７ | 施設物件については応募者で探し、契約を行う形となるか。江戸川区での準備はあるのか。選定された際、施設物件契約の場合の初期費用（敷金・礼金・保証金など）は応募者負担となるのか。 | 今回の公募に関して、区が準備する建物はありません。事前の物件確保に関する経費は、応募者負担となります。補助については、募集要項に記載のとおり、最終決定事業者と協議の上、詳細を決定する予定です。 |
| ８ | 事業開始後、転居や改修を余儀なくされた場合、それに対する補助は出るか。 | 開設後の転居や改修費についての補助はありません。 |
| ９ | 公募型プロポーザル実施募集要領「８その他（１）区との協議」における「補助金交付および開設までの費用についての一部の負担」について、例えば備品等、どのような範囲が支出として認められるか。 | 上記のとおり、最終決定事業者との協議の上、補助内容の詳細を決定する予定です。 |
| 10 | 本事業において利用カウントの対象となる「利用者」については、障害当事者以外も含まれるか。例えば地域住民等も含まれるか。 | 地域活動支援センターⅠ型は相談者には、当事者のご家族や近隣住民もー含まれます。 |
| 11 | 公募型プロポーザル実施募集の選定基準にある「３その他②「建物無償貸与契約を締結できない者」とは、どのような者か。 | こちらの掲載ミスでした。選定基準の②「建物無償貸付契約を締結できない者」は削除いたしました。 |
| 12 | 運営補助要綱第３条における「補助の対象経費」において、施設保険等加入した場合の保険料は対象となるか。 | 対象となります。区との協議において、詳細の確認をさせていただきます。 |
| 13 | 「事業の実施体制」における人員配置は、どの程度詳細に記載する必要があるか。職種、人数程度でよいか。個人名、勤続年数等も必要か。 | 事業の実施体制につきましては、応募事業者予定している体制等の内容を記載して提出してください。 |
| 14 | 新耐震基準を満たした建物でないと事業実施は認められないか。 | 今回の選定基準について、新耐震基準を満たしているかどうかは求めておりませんが、今回の公募では、地域(小岩地区)に根差した地域活動支援センターⅠ型の設置を求めております。したがって、建物に関しても長期間に渡り使用できるものを提案してください。 |
| 15 | 要項に「１１．物件概要・間取り図、建築検査済証等（開設予定場所の建物に関する情報）」と記載があるが、築年数等の関係により建築検査済証が確認できなくとも、ガイドライン調査等による対応にて利用は可能と考えてよいか。また、その調査にかかる費用は準備費用に含むことができるか。 | 建築検査済証につきましては、開設にあたり、建物内の修繕費用を補助する際に必要となる場合があります。提出できるのであれば、建築検査済証と同等のもののであれば構いません。その際の調査にかかる費用の補助は考えておりません。詳細につきましては、最終事業者決定後の協議となります。 |